

押印を求める手続きの見直しについて

「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」及び「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係告示」が、令和2年12月25日に交付・適用されたことに伴い、当組合においては先行して令和3年4月より、給付金申請書における医師・助産師等の押印を廃止することとし、令和3年3月に各事業所あてにご通知しておりましたが、この度、その他健康保険制度における届出様式及び健康保険組合において定める届出、申請書に係る押印についても、下記の通り一部の様式を除き、押印を廃止することと致しました。

1. 見直しの概要

令和3年10月1日受付分より、事業主・被保険者・被扶養者・社会保険労務士・受取代理人等の押印を廃止致します。

但し、以下の様式等については廃止の対象とならず、引き続き押印が必要です。

様式・押印の種類	押印が必要な理由
任意継続保険料口座振替依頼書における「振替金融機関のお届け印」	金融機関が現状求めているため
療養費支給申請書（その2）における「医療機関診療兼領収印」	領収印のため
標準負担額減額認定申請書及び出産育児一時金申請書における「市区町村長の証明印」	市区町村長の証明印は廃止対象外のため
第三者行為求償に係る「添付書類の印」（事故発生状況報告書、誓約書、念書兼同意書、事故証明書入手不能理由書等）	損保会社が現状求めているため
開示請求手続きにおける被保険者（または遺族）と任意代理人との間で交わす「委任状の押印」	印鑑登録証明書を用いた対応としているため
各種保健事業補助金申請書（請求書）における病院等証明欄内の「証明印」	領収印と同等のものであるため

2. 届出、申請書等の記入内容を訂正する場合

記入内容を訂正する場合、押印（訂正印）は不要ですが、代わりに訂正者の氏名（自署）を記入下さい。また、訂正の貼り紙分についても、割印の代わりに訂正者の氏名（自署）を記入下さい。尚、署名が困難な場合は、従来通り押印でも差し支えありません。

3. 新様式の届出・申請書等について

新様式の届出・申請書等は、押印等を求める記載の削除、その他所要の修正（注1）の上、順次当健康保険組合ホームページの「申請書類一覧」に掲載致しますので、当分の間は旧様式での申請も可です。（@の表示があっても押印なしでご提出下さい。尚、押印があっても差し支えありません。）

(注1)

本人申請確認が必要な一部の届出・申請書等(注2)については、下記のような確認欄を設ける予定にしておりますので、提出の際にチェックを入れて下さい。

確認欄	この届出については、①又は②の要件を満たしたものである。
<input type="checkbox"/>	①申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ②記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。

(注2)

上記確認欄が追加される届出・申請様式等。

- ・被保険者証滅失届(退職時回収不能届)
- ・被保険者証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証 再交付申請書
- ・被扶養者届(増加用)
- ・産前産後休業取得申出・変更(終了)届
- ・産前産後休業終了時標準報酬月額変更届
- ・育児休業取得申出・延長・終了届
- ・育児休業終了時標準報酬月額変更届
- ・任意継続被保険者資格取得申請書

4. その他

押印の廃止にあたり、被保険者、事業主の皆様に記載内容の確認等を行う場合がございますのでご了承下さい。又、今後押印廃止の取扱いについて変更等が生じた場合は、改めてご通知致します。